



埼玉県報

号外第22号
令和2年(2020年)
11月30日
月曜日

目次

条例のあらまし

- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし（人事課）
- 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（人事課）
- 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（教職員課）

条例

- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）
- 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（教職員課）

本号で公布された条例のあらまし

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十五号）（人事課）

一 趣旨

令和二年十月二十二日付けの埼玉県人事委員会の職員の期末手当についての報告に基づき、職員の期末手当を改定するための改正

二 内容

期末手当の支給割合の引下げ

三 施行期日

公布の日。ただし、令和三年度以降の期末手当の支給割合は令和三年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十六号）（人事課）

一 趣旨

知事等の特別職の期末手当の額を改定するための改正

二 内容

期末手当の支給割合の引下げ

三 施行期日

公布の日。ただし、令和三年度以降の期末手当の支給割合は令和三年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十七号）（教職員課）

一 趣旨

令和二年十月二十二日付けの埼玉県人事委員会の職員の期末手当についての報告に基づき、学校職員の期末手当を改定するための改正

二 内容

期末手当の支給割合の引下げ

三 施行期日

公布の日。ただし、令和三年度以降の期末手当の支給割合は令和三年四月一日

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第四十五号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十九条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

附 則

この条例中第一条、第三条及び第五条の規定は公布の日から、第二条、第四条及び第六条の規定は令和三年四月一日から施行する。

条 例

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第四十六号

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第二条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

(埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第四条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

附 則

この条例中第一条及び第三条の規定は公布の日から、第二条及び第四条の規定は令和三年四月一日から施行する。

条 例

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第四十七号

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

第二条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。